

群馬県適正化通信 NO. 203(令和7年11月号)

「トラック・物流Gメン」の体制強化と集中監視月間のご案内

国土交通省では、荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の据え置きなど、適正な取引を阻害する行為を是正するため、令和5年7月に「トラックGメン」を創設しました。「トラックGメン」発足後、トラック事業者への積極的な情報収集のもと、悪質な荷主に対する「働きかけ」や「要請」を実施していますが、依然として“長時間の荷待ち”や“運賃・料金の不当な据置き”を強いる荷主情報が数多く寄せられています。

このような中、国土交通省では、今年度も10月、11月に各地方運輸局、公正取引委員会地方事務局などが全国規模で連携し、荷主等の営業所などに合同荷主パトロールを行い、違反原因行為の未然防止や改正物流法、来年1月に施行される改正下請法の周知啓発活動等を行っているところです。

今回の集中監視月間では、本年8月にトラック・物流Gメンが行った全トラック事業者に対する実態調査、倉庫事業者の情報などを活用し、違反原因行為の疑いがあると認められた荷主・元請事業者への働きかけと是正指導を行っています。

特に今年度から新設されたGメンアシスタント事務局では、Gメン活動で得られた情報の調査分析や総合サポートを行うなど、荷主等への監視体制が一層強化されました。

【国土交通省の働きかけにより改善が行われた例】

○長時間の荷待ち解消

- ・入庫混雑時間帯の分散や荷受け開始時間の前倒し、仮置スペースの確保を実施
→長時間の荷待ち状況が大幅に改善（着荷主が対応）
- ・専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設置
→平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善（元請運送事業者が対応）

○契約にない附帯業務

- ・作業範囲、運送料金、作業附帯料金を分けて契約を締結（元請運送事業者が対応）

○適正取引における運賃・料金の不当据置き

- ・燃料サーチャージ全額支払、トラッシャ比率分差引きを廃止（真荷主事業者が対応）

○過積載運送の要求

- ・協力会社と調整を図り、一部4トン車両から大型車両へ変更（元請運送事業者が対応）
- ・積荷重量を把握できる配車システムを構築（元請運送事業者が対応）

【情報収集内容】

- | | |
|---------------|----------------|
| ◇ 恒常に長い荷待ち | ◇ 運賃・料金の不当な据置き |
| ◇ 異常気象時の運送指示 | ◇ 契約にない附帯業務 |
| ◇ 過積載になるような依頼 | ◇ 無理な到着時間の設定 |

【情報収集内容】の全てが違反行為にあたります。荷主等とのからの【情報収集内容】に該当する事案等でお困りごとや改善に苦慮している場合には、是非、Gメン調査員までご相談ください。

荷主等との取引でお困りの際にはGメン調査員がお話を伺います！

Gメン調査員へのお問い合わせ：TEL 027-212-8821

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関